

平成26年第3回教育委員会

臨時会会議録

平成26年2月13日

東久留米市教育委員会

平成26年第3回教育委員会臨時会

平成26年2月13日午前9時50分開会

市役所3階 議会会議室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名
(2) 「議案第9号 平成25年度東久留米市一般会計(教育費)3月補正予算(案)」の一部取り下げについて
(3) 諸報告

出席委員(4人)

委員 長	尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ

(欠員1人)

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育長職務代理者教育部長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
総 務 課 長	林 幸 雄
学 務 課 長	稲 葉 勝 之
生涯学習課長	山 下 一 美
主幹(国体担当)	傳 智 則
図 書 館 長	岡 野 知 子
統括指導主事	末 永 寿 宣

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

尾関委員長 これより平成26年第3回教育委員会臨時会を開会します。委員の定足数は満たしており会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。

会議録署名委員の指名

尾関委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名は2番の矢部委員にお願いします。

矢部第一職務代理者 承知しました。

会議録の承認及び取り扱い

尾関委員長 会議録の承認に先立ち、本日承認をいただく分以降の会議録の取り扱いについて、教育部長から報告があります。

東教育長職務代理者 これまでは会議録の表紙の次のページに、議題、出席委員、出席を要した者の職氏名、事務局職員出席者などを載せていました。指導室の意向により、平成26年からは指導主事に定例会等への出席を要求しないことになり、平成26年の会議録からは指導主事の氏名を掲載しないことで考えています。また、これまで傍聴者数については、事務局で記録は取っていますが会議録には掲載していませんでした。こちらについては新たな欄を設けて傍聴者数として掲載し、お知らせしていきたいと考えています。

以上2点については、今回ご確認いただいた会議録には反映させていませんでしたが、本日ご了承いただければ、そのような形で26年からの取り扱いとして対応させていただきたいと思っています。

尾関委員長 指導主事が会議に出席しなくなったため会議録からその氏名を除くこと、また新たに傍聴者数を載せるということですが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、本日承認する会議録からそのように取り扱うこととします。

平成26年1月9日に開催した第1回定例会、及び1月17日に開催した第1回臨時会の会議録をご確認いただきました。矢部委員と名取委員から修正のご連絡をいただきましたが、松本委員はよろしいですか。

松本第二職務代理者 はい。

尾関委員長 異議なしと認め、第1回定例会及び第1回臨時会の会議録は承認されました。

会議の進め方

尾関委員長 日程第2に入る前に、会議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

林総務課長 「議案第18号 東久留米市立学校の校長及び副校長の人事の内申について」ですが、内容により出席者は教育部長、指導室長、総務課長以外は退席とし、審議は日程の最後をお願いしたいと思います。

尾関委員長 議案第18号の審議に当たってはその内容により、出席者は教育部長、指導室長、総務課長として、日程の最後に議案を行いたいということですが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、そのように進めさせていただきます。新しい日程を配付します。

(新しい日程の配付)

傍聴の許可

尾関委員長 傍聴者はいらっしゃいますか。

林総務課長 いらっしゃいません。

尾関委員長 おいでになりましたらお入りいただきます。

議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

尾関委員長 日程第2、「議案第19号 「議案第9号 平成25年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）」の一部取り下げについて」を議題とします。教育長職務代理人、教育部長から、提案理由の説明を求めます。

東教育長職務代理人 「議案第19号 「議案第9号 平成25年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）」の一部取り下げについて」、上記議案を提出する。平成26年2月13日提出。東久留米市教育委員会教育長職務代理人、教育部長、東淳治。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長に教育委員会の意見を述べるため、平成26年第2回臨時会において「議案第9号 平成25年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）」が審議され承認されましたが、その後の調整により変更が生じ「教育委員会会議録作成委託」ほか9件を取り下げたので、改めて議案上程するものです。

引き続き、概要の説明をさせていただきます。資料をご覧ください。右上に「取り下げ」と書いたものが最初に10件、その後の要求シートは前回に提案しているとおり今回の補正に載せるものです。個々の説明は前回に行いましたので省略させていただきます。10件取り下げた理由ですが、最終的な財務部と調整によるものです。

尾関委員長 3月の補正予算に計上しないということは26年度の本予算に回すということですか。

東教育長職務代理人 これは主に補正予算で減額するものになります。今回の補正予算で減額しないものについては不用額等の対応を行うことになります。

名取委員 減額補正をするということは、当初予算で計上したより実際に経費がかからなかったということですか。

東教育長職務代理人 はい。

名取委員 3月補正予算の手続きは自治体では年度の最後に行いますね。

東教育長職務代理人 そうです。例を挙げてご説明します。最初のページの「教育委員会会議録作成委託」のシートをご覧ください。平成25年度当初予算要求額は、平成24年度の会議開催状況を踏まえて要求したところ措置されたものですが、開催回数等が当初見込みを下回るため不用額が生じる予定です。この委託料39万7,000円について、今回3月補正として減額補正の手続きを行うべく財務部と協議してきましたが、少額である等の理由により減額補正は行わず、不用額等の取り扱いで対応していくことになりました。そのほかり取り下げたものについても同様の理由によるものです。

名取委員 取り下げた大きな理由としては、比較的少額であるということですか。

東教育長職務代理人 「基本的に少額のもの」とご理解いただければと思いますが、個別に財務部との協議を行い、計上するかしないかの判断を行っています。

名取委員 少額でも補正予算に計上する場合もあり得るということですね。

東教育長職務代理人 「委託料」は契約差金の関係で大きな減額となる場合があります。2ページの「小学校委託料」をご覧ください。南町小学校校舎等大規模改造に伴う実施設計委託、契約日と契約期間、以下1から5まで書いてありますが、それぞれに契約差金が生じています。この減額は額も大きいので、今回の補正予算に計上することになりました。このほか、3ページには大規模改造工事について前倒しで予算措置を行い、繰越明許費として翌年度に回すというものなど、減額だけではないものについても補正予算に計上しています。

名取委員 取り下げるものとそうでないものの両方が入っているということですね。

東教育長職務代理人 説明不足で申しわけありません。全部が取り下げではなく、取り下げ表示がないものはそのまま予算計上しています。

松本第二職務代理人 減額補正を行う基準はないのですか。例えば1,000万以上とかの額で決めているのではないのですか。

林総務課長 基本的に金額で決めてはいませんが、3月補正予算はそれを編成する際、全体の歳入歳出の帳尻合わせをするという補正になります。そういう補正ですので、特に大きく動いているものについては当然計上していきます。また、3月補正予算は基本的には減額するものが多いのですが、増額しなければならないものもあります。そういった財源構成も含め、どの時点でどういう形でやるかを決めていくため一概に幾らだからということではありません。しかし、今回は少額のものについては見送るという判断がなされました。

尾関委員長 これで質疑を終わります。これより討論に入ります。意見交換しておくことはありますか。なければ討論を省略します。これより採決に入ります。「議案第19号 『議案第9号 平成25年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）』の一部取り下げについて」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手であり、よって、第19号は承認することに決しました。

諸報告

尾関委員長 日程第3、諸報告に入ります。「市立第五小学校用地取得に係る経緯の説明」から、順次、説明をお願いします。

東教育長職務代理人 市立第五小学校の用地の取得は、同校の児童数増加に伴う学級数への対応のためです。これは平成24年10月時点には「現校舎の改修は可能であるので用地を取得しなくてもよいのではないか」など、いろいろな議論がありました。しかし、「将来的に特別支援学級への対応を求められた時に対応できず、学校移転しか選択肢がなくなる可能性もある」ということから、隣地所有者から売却の意向も示されたこともあり土地を取得して将来的な対応力を確保しようということになりました。また、「注」に示しましたが、平成24年8月の市立第五小学校の学級数は、平成27年度当初の見込みで6学級増との試算をしていました。また、「東京都特別支援教育推進第三次計画」では、「全ての小・中学校に特別支援教室を設置する」との考えが出されていました。このような流れで25年度当初

予算に予算措置をし、平成25年11月14日に1,122.10平方メートルを1億5,700万円で、この土地を購入するという契約を行いました。この用地については、隣地所有者の売却意向が示された時期に取得しなければ、将来対応すべきときにできないという状況にならないよう、ここで確保したということです。

続いて、「児童推計と学級数の見込みの変更」をご覧ください。平成24年5月時点では、ひばりが丘団地に新設される集合住宅の戸数を421戸として積算していましたが、平成25年11月の時点で、このうち120戸分については西東京市側に住居の出入口・玄関が設けられることになりました。改めて平成26年1月に再推計したところ、この120戸分については西東京市になることが決まり、29年度における想定学級数は21学級（3学級増）との結論を得ました。120戸そのものの影響として6から3になったのではなく、推計するに当たっては平成24年10月当時、文部科学省から、35人、30人学級、小学校1・2年生は30人、3年生から6年生までについては35人という計画が示されています。その数値に基づき試算した数字が「6学級増」となりました。現行の学級編制ですが、東京都では1・2年生が35人、3年生から6年生が40人という運用になっています。もともとの文部科学省の計画はありますが、現在、予算措置等の関係でこのような配置にはなっていません。当面の試算を行うと、平成29年度における想定学級数は21学級（3学級増）となり、平成26年度当初予算にも27年度分として1学級不足の見込みになるためこの分を計上しています。「今後の対応」をご覧ください。この3学級増については、既存の校舎の改修により対応は可能です。ただし、「学年単位での教室配置など配慮すべき点がある」というのは、それぞれ1学年から6学年まで学年単位で並んで同じフロアに設けるなど、いろいろな配慮が必要になるため、単純に「これまでの6教室増が3教室になったから3つ余る」ということではありません。また、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」の具体的な内容がまだ示されていないので、この動向も今後注視していきたいという内容です。さらに、ひばりが丘団地建替以外の通学区域内の不確定要素も多くあり、このことも考慮する必要があります。以上の点も考慮しつつ、平成26年度以降に検証を続けるとともに、今後さまざまな視点から再精査を含めて慎重に対応していきたいということで、平成26年度当初予算には具体的にこの用地の利用や基本設計等の予算計上はしていませんが、なるべく早い時期にこういった状況を見極め、さまざまな視点から再精査を行い、今後どのような取り扱いにしていくかを慎重に対応していきたいと考えています。

尾関委員長 何か伺うことはありますか。

松本第二職務代理者 今回取得した第五小学校に隣接した土地については、地主の相続から出てきた話であるとも聞いていますが、同校に接している土地というのはそこしかありません。もし買っていなかったら100%近い確率で住宅地になってしまうと思います。そう考えると、取得したことは良いタイミングであったと思います。今すぐ利用することにはならないかもしれませんが、取得するチャンスとしては良かったと思います。

今後の対応について一言申し上げます。通学区域内の不確定要素にはいろいろなことがあります。役所の方たちが気づいていない部分もあると思います。隣接地辺りはほとんど生産緑地になっています。売却する場合には買取請求という申し出を行い必ず市役所へ届け出ることであります。その情報をしっかりとらえておくことが必要になります。なかなか買えないとは思いますが、来年度からは相続税や譲渡所得税に関することなどいろいろ制度

が変わりますので、農家は相続のために今まで以上に売らなければならない状況が出てくる
ことが予想されます。そうすると、不確定要素という中に、逆に、ひばりが丘団地ではなく、
広く空いている農地に住宅が建っていくことも考えておいたほうが良いと思います。

名取委員 先ほどの補正予算要求シートを見ると、当初の見込みよりもかなり安く購入して
いるので、これは双方に努力があったと思います。地主さんのご協力もあり、こういうこと
で取得できたのだらうと思います。

当初の推計の時には文部科学省が出している30人学級や35人学級という、ある意味、
財政の補填がないとなかなか実現できない計画があるわけですが、先ほどの説明では、当面、
平成29年には恐らく財政的な措置はできないだろうということですが、現行基準で試算し
ても3学級増ということですから、今後、東京都特別支援教育推進第三次実施計画の内容と、
さらに30人学級、35人学級が実現するかどうかを考えれば、めったにない機会に取得さ
れたということは非常に良かったと思いました。

矢部第一職務代理者 私も皆さんのご意見と一緒に、取得できる時に取得できたのは良か
ったと思います。今後の活用に向け、児童推計の試算などを綿密にしていただければ良いと思
います。ただし、平成26年度予算ではこれに関する予算は計上されませんが、第五小学校
用地の一部になるわけですから、子どもたちがそこに入り込んで危険なことにならないよう、
安全面での体制をしっかりと立てていただきたいと思います。

東教育長職務代理者 安全対策等は十分配慮していきます。

尾関委員長 「当面必要のない土地を買ったのではないか」という批判もあると思いますが、
学校の校舎や校庭の確保という問題は長期的に考えていかなければならないと思います。機
会がある時に購入し、それが長期的な計画に合っていれば批判に対する反論もできると思
います。第五小学校の問題だけではなく、今後は、「子どもたちに良い教育環境を与えるた
めに、市では長期的にこういう形で進めている」ということを示していくのが大事だと思
います。そういう点で、今回は長期的な視点から言えば、購入できる時に購入できたので良
かったのではないかと思います。今後は、市民への説明をきちんとしていただければと思
います。この件は以上にとどめます。

続いて、「東久留米市小学校給食調理業務委託導入計画」の改定について、報告をお願い
します。

東教育長職務代理者 これまで新しい教育長が不在の中、去年の8月に、「小学校給食調理
業務委託」の計画では行革アクションプランを変更し、「平成26年度までに計画づくりを
する」と変更しています。ただし、前任の教育長は在籍中、ただ単に委託するのではなく、
親子給食の取り扱いなどを含めたもっと広い範囲での対応を考えていましたが、教育長が不
在の中、計画年度だけは延ばしたということです。ここで新市長が決まり、今後、所信表明
が3月議会で行われます。この中で、給食調理業務に関することとして、「小学校給食調理
業務委託につきましては、単独調理校4校について、平成25年度までの現計画に基づき民
間委託が進められた中、第四小学校の閉校に伴い、新たに第二小学校が単独調理校となっ
ております。現在、平成26年度からの計画は策定されておらず、早期の策定を目指すべきと
考えますが、現計画との整合性から、第二小学校については平成27年度からの民間委託に
向け取り組みを進め、安定的な調理体制の確立につなげてまいります」という内容が示され
ています。教育委員会事務局としましても、今後はこのような方向で進めていくことを考え

ています。教育長は不在であります。今の段階では、事務局案として計画を進めさせていただきたいということで報告させていただきました。

尾関委員長 何か伺うことはありますか。

矢部第一職務代理者 これまでに何校かに委託が導入されましたが、その後の計画はどうかという話題はこれまでも上がっており、私も質問したことがあります。今回は、教育長不在という中ではありますが、事務局が温めていた案が出てきたのだろうと理解していません。ただし、平成26年度に導入準備をするとなると、先般、皆で協議した基本方針の中では特にうたっていない内容になります。また、該当校関係者への丁寧な説明も必要になってきます。ここで急に出てくるということは唐突な計画であるかのような印象は拭えないので、きちんとした説明をお願いしたいということと、また、新たな教育長が任命され後にはきちんとした計画を再度練り直したいと思っています。

第二小学校が単独調理校になったためにこういった案が出てきたと思いますが、もともとの計画はどのようなものであったかということをもう少し考え直してみる必要もあると思います。親子調理校に関しても人数が逆転している学校もあり、また、親子調理校を委託する場合には業者との関係はどのようなかなど、これから検証しなければならないこともたくさんあるのでしっかりした計画を立てていければと思います。

今回、調理業務委託の導入が提案された第二小学校については、とにかく丁寧な対応をお願いするしかないと思っています。

東教育長職務代理者 ご指摘いただいた点については、学校関係者へはもちろん、保護者を含めて丁寧な説明を行い、同時に検証も行いつつ慎重に対応していきます。今後は残っている親子調理校の学校の取り扱いも含め、給食全体の扱いについては新たな教育長の下で、教育委員のご意見もいただきながら計画づくりを進めていきます。

尾関委員長 当然、職員配置の問題にもつながっていきますので、言わずもがなですがその点の配慮もよろしくお願いします。

東教育長職務代理者 承知しました。

尾関委員長 この件は以上にとどめます。そのほか事務局から報告はありますか。

稲葉学務課長 学務課から1件報告があります。資料の「下里地域通学区域検討委員会の保護者説明会の議事要旨について」をご覧ください。検討委員会は今年度2回開催しています。2回目に事務局案を提示したところ、検討委員から「保護者に対する説明を事務局でお願いしたい」というご意見があり、小学校ごとに実施しました。下里小学校と本村小学校はいずれも12月5日、第七小学校は11月8日と12月17日の2回に分けて開催しました。

事務局案の説明ということで伺ったのですが、いろいろご意見や要望等が出ています。内容については別紙をご覧ください。回答については事務局から検討委員会に伝えていきます。なお、第七小学校については2回の説明を行った後、アンケート調査が実施されています。全校アンケートで、1月10日までに提出されると伺っていますが、全体で60%の提出状況であると伺っています。その集計結果をまとめるに当たってはもう少し時間をいただきたいとのことです。検討委員会は2回で終わっていますが、なるべく早い時期に3回目を開き、この説明会での報告やアンケートの集計結果なども報告していきたいと思っています。

尾関委員長 いつになったらアンケートの結果が出てくるのかということと、いつまでたっても出てこないのであれば検討委員会の開催もさらに延びていくことになると思いますが。

稲葉学務課長 アンケートの集計結果をなるべく早目に出してほしいということはおかねてよりお願いしていますが、出ていない状況です。第七小学校については2回目の説明会の中で、通学区域の変更に対する反対意見も出ているため、事務局としてはもう少し時間をかけて保護者に丁寧に説明した上で、検討委員会の開催を進めていきたいと考えています。

矢部第一職務代理者 現在、第七小学校ではPTAによるアンケートを集計中であるのだと思いますが、その後、PTAから選出されている検討委員から、第七小学校の保護者に向けてのさらなる説明会の開催等の要望は出ていないのですか。

稲葉学務課長 特に伺っていません。

矢部第一職務代理者 大事な問題ですので急いで進める必要はないと思いますが、「今年度中に通学区域検討委員会は開催しようと思っていた」という会議は、既に開かれた2回で終わりだということですか。

稲葉学務課長 アンケートの集計結果が出れば検討委員には経過の説明をしたいと思いますが、現時点では未定の状態です。

矢部第一職務代理者 一番大きな影響を受ける第七小学校のPTAのご意向は、大事にしていかなければいけないと思っています。しかし、他の方にもメンバーになっていただいている検討委員会ですから、スケジュールに乗っ取った開催を行っていくことも大事であると思います。結論を急ぐという意味ではなく、話し合いの場を先延ばしにしないというか、きちんと設けていくことも大事なのではないかと思います。第七小学校の保護者の反応については、もちろんアンケートの集計結果があったほうがより明確であるとは思いますが、議事録を見ても既にたくさんのご意見が出ているわけですから、そういったことを報告する場も必要だと思います。そのアンケートの集計結果を待つ、待たないにかかわらず、検討委員会の会議は進めたほうが良いと思っています。

尾関委員長 私もそう思います。年度内に開くという約束をしていて開かないのは良くないと思います。こういう会議はできる限り頻繁に開いたほうが良いでしょう。全体的な説明会が必要ならばそうしたほうが良いと思います。「丁寧な説明」というのは内容はもちろんですが、回数を開くということと同義語の場合が多いわけですから、そのような対応をお願いします。

名取委員 その際にご配慮いただきたいことがあります。過去2回の議事録を見ると、単なる心情的な反対のほかに、いろいろな要望も出されています。そういうものについては丁寧に、できることとできないこと、あるいは、できないけれども努力できることについてきちんと説明することがとても大事だと思います。単に何度も説明して、その都度ご意見を受け取っても、だんだん議論が固くなってしまいうこともあり得ると思います。その時には、前回出たご意見に対して「このように考えています」「このようにできます」というような、積極的な姿勢を示してもらえればと思います。

尾関委員長 そのとおりです。この件は以上にとどめます。ほかに事務局から報告はありますか。

東教育長職務代理者 事務局からは以上です。

尾関委員長 各委員から何か報告はありますか。

松本第二職務代理者 昨日、矢部委員と授業改善研究会に参加してきました。先生方は大変お忙しい中、各部会に分かれて1年間研究を通して行われていました。特に、家庭科の発表

で、市内の野菜を使った料理の研究発表が行われたことが良かったです。特に、先生方や子どもたちも「東久留米に農地があって良かった」「農地はこれからも必要だ」ということを認識してもらえ、私は農家の一人として大変うれしく思いました。これから資料をいただいて、農業委員会やJAなどにも報告したいと思います。

尾関委員長 以上で諸報告を終わります。これより後半の人事案件の審議に入ります。教育部長、指導室長、総務課長以外の方は退席願います。暫時休憩します。

(休憩 午前10時39分)

(再開 午前10時40分)

(公開しない会議を開く)

第3回臨時会は会議への出席者の都合により非公開の会議において人事案件の審議を行い、そのまま閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年2月13日

委員長 尾関 謙一郎(自書)

署名委員 矢部 晶代(自書)